

男性ならびに女性と聖書の平等
Men, Women & Biblical Equality, Japanese Version

聖書は創造としょくざいにおいて男女の完き平等を教えています（創世紀1：26-28、2：23、5：1-2；Iコリント11：11-12；ガラテヤ3：13、28、5：1）。

聖書は神が聖書の全体、権威のある神の御言葉を通して御自分を啓示しましたと教えています（マタイ5：18；ヨハネ10：35；IIテモテ3：16；IIペテロ1：20-21）。私達は聖書が全体的に課題的に解釈されるべきと信じます。私達はまた靈感と解釈を区別するべきことを認めています： 灵感とは神の原動力とロールに関わる事で、それにより聖典として聖書全体は神の言葉であります； 解釈とは使徒の活動であり、それによって私達は聖霊の導きの下、聖書全体調和の中に真理が啓示されていることを捕らえるべく求めるべきであります。真実の聖書のキリスト信者になるためには、聖書の光の下で自らの信仰と実践を吟味すべきであります。

聖書の真理

創造

1. 聖書は男女ともに神のかたちによって創造され、神と直接関わりをもち、共同の責任で子の出産と育児を持って、全ての被造物を治める責任を果たすべきであったと教えています（創世紀1：26-28）。

2. 聖書は男と女は完全に平等な協力者として創造されたと教えています。創世紀2：18において女を示すヘブライ語の「助け手」（ezer）という言葉は旧約聖書において殆んどの場合、神を示しています（例えば：Iサムエル7：12；詩篇121：1-2）。したがって、元来この「助け手」という言葉は女の劣等性と従属性を意味するものではありません。

3. 聖書は男から女がつけられたことは人間の基本的な一致と平等を表すと教えています（創世紀2：21-23）。創世紀2：18、20においてヘブライ語の「ふさわしい」（kenegdo）という言葉は平等と適切性を表しています。

4. 聖書は男女ともに罪のゆえに墜落したと教えています。アダムはエと同じく有罪でした（創世紀3：5；ロマ5：12-21；Iコリント15：21-22）。

5. 聖書はエバの上にあるアダムの支配は罪の墜落の結果で、元来創造の秩序に含まれていなかったと教えています。創世紀3：16は罪の結果を予告するのであって、神の理想の秩序を規定するものではありません。

しよくざい (Redemption)

6. 聖書はイエス・キリストが男と同じように女をもあがなうために来られたと教えています。キリストを信じることを通して私達すべては神の子になり、キリストにあって一つであり、そして人種的、社会的な差別や区別のない救いの祝福を受けるのです(ヨハネ 1:12-13; ロマ8:124-17; I Iコリント5:17; ガラテヤ3:26-28)。

教会生活

7. 聖書はペンテコステの日に聖霊が男と女に等しく降ったことを教えています。聖霊は差別無しに女と男に宿り、性別なしに賜物を与えます(使徒行伝2:1-21; Iコリント12:7, 11; 14:31)。

8. 聖書は女と男は共に霊の賜物を養い育て、神の恵みの管理者として仕えるべく召されていると教えています(Iペテロ4:10-12)。男と女共に神の主権の下で、キリストの全からだに仕える聖なる賜物を受けています(使徒行伝1:14, 18:6, 21:9; ロマ16:1-7, 12-13, 15; ピリピ4:2-3; コロサイ4:15; 参照マルコ15:40-41, 16:1-7; ルカ8:1-3ヨハネ20:17-18; 旧約対照例:士師記4:14-15, 5:7; I I歴代志34:22-28; しんげん31:30-31; ミカ6:4)。

9. 聖書は新約時代の教会では、女性は男性と同じように予言者、祭司、治める者として機能を発揮していたことを教えています(使徒行伝2:17-18, 21:9; I Iコリント11:5; Iペテロ2:9-10; 黙示録1:6, 5:10)。したがって、全きしよくざいによる女性の自由を制限するように見える幾つかの部分的テキストとして聖書全体の教えに反して、解釈されるべきではありません。むしろ部分的なテキストの解釈は、聖書全体として関係づけられるべきであります(Iコリント11:2-16, 14:33-36; Iテモテ2:9-15)。

10. 聖書の中に指導者としての任務という機能の定義は、他者に対して力を奪うのではなく、他者に対しての奉仕のために人を力付けて整えるということです(マタイ20:25-28, 23:8; マルコ10:42-45; ヨハネ13:13-17; ガラテヤ5:13; Iペテロ5:2-3)。

家族

11. 聖書は夫婦は互いに命の恵の相続者であり、互いに従う関係と責任を果たす関係の中で結ばれていると教えています(Iコリント7:3-5; エペソ5:21; Iペテロ3:1-7; 創世記21:12)。夫の「かしら」としての機能は互いに従い合うという関係の中、献身的の愛で仕えることです(エペソ5:21-33; コロサイ3:19; Iペテロ3:7)。

12. 聖書は母と父は共に子どもの育児、教育、訓練において、リーダーシップを発揮するよう教えています（出エジプト記20：12；レビ記19：3；申命記6：6-9、21：18-21、27：16；しんげん1：8、6：20；ピリピ6：1-4；コロサイ3：20；IIテモテ1：5；参照ルカ2：51）。

適用

教会生活

1. 教会において、女性と男性の聖霊の賜物は教会の教育と奉仕の業の全てのレベルで認められ、発展され、用いられるべきです。例えば：小グループの指導、カウンセリング、調整交渉役、管理運営者、受付、配さん者、役員、そして牧会配慮、教育、説教、礼拝指導。

このようにして、教会は霊的な賜物の源なる神を崇めます。更に教会は、責任あるポストから教会の半分である女性を外して、御国に大きな損失をもたらせることなく、むしろ神の管理についての命令を守ることになります。

2. 教会の中で仕える業と指導的な業をする女も男も、公的に認められるべきであります。このようにして教会は信ずる人達の共同体の特徴である一致と調和を示す。差別と偏見によって分離されている世の中で、教会は女性が女性であるゆえ劣等感を感じるという異教的な影響から離すべきであります。これにより教会から女性の脱出また信仰の拒否を防ぐことになります。

家族

3. クリスチャン・ホームにおいて夫と妻が互いの好み、望みを満たし合うため、互いに高め合うべきであります。どお他を支配するのではなく、他の僕として他を自分より優れた者とみなすべきであります。もし決断しかねる場合があれば、他に決断を強制するのではなく、聖書的な争いの解決方法を用いて解決をとめるべきです。

このようにすれば夫婦の間の力と権威の悪用からクリスチャン・ホームを助けることが出来ます。更に「かしらなる夫」について階級組織的な解釈による、時に悲劇的な家内暴力から母子お守ることも出来ます。

4. クリスチャン・ホームにおいて、夫婦はそれぞれの賜物、能力、経験による専門的意見を指導力の責任において分かち合うことを学ぶべきであります。ここでその決断による影響を受ける方を重んじるべきです。

このようにすれば、夫婦はそれぞれの能力と不完全さを互いに補い合い重んずることを

学ぶでしょう。更に夫婦の一人いつも損失をしないで、また自尊を失わないようになるのであります。協力という基盤の上に結婚生活を建てるならば、不平等による結婚の破壊を防ぐことが出来ます。

5. クリスチャン・ホームにおいて夫婦はキリストによって与えられた自由に基く生活の在り方を分かち合うなら、罪悪感や偽善的な行いから救われます。そすれば非聖書的な「習慣」から開放され、互いにキリストにある責任を喜び合うことが出来ます。

このようにして聖書に対する服従を証し、キリストにある自由を他の夫婦に示すことが出来ます。更に教会と家族を時として抑制する権力と不平等に対して立ち向かうことが出来ます。

私達は以上の文書に表現されている聖書的平等は神の言葉に忠実であると信じます。

私達一同は聖書がその全体において自由を与える言葉であると信じます。そして聖書は男性も女性も聖霊によって与えられた賜物を発揮するために、また神に仕えるために、最も有効な道を備えてくれると確信します。

Gilbert Bilezikian W. Ward Gasque
Stanley N. Gundry Gretchen Gaebelin Hull
Catherine Clark Kroeger Jo Anne Lyon
 Roger Nicole

賛成者：200人以上

Copyright 1989 by Christians for Biblical Equality.

Permission to reproduce the statement in its entirety can be obtained from the national office of Christians for Biblical Equality.

Christians for Biblical Equality
122 West Franklin Avenue Suite 218
Minneapolis, MN 55404-2451
Ph: 612-872-6898
Email: cbe@cbeinternational.org
Website: <http://www.cbeinternational.org>